横田リハビリセンター 地域密着型通所介護(第一号通所事業) 料金表

サービス提供時間: 7時間

■地域密着型通所介護

おむつ代

2021年4月1日現在 10.27 円/単位

秦野市(6級地)

利田料(円) サービス 対象 単位数 10割 1割負担 2割負担 3割負扣 750 /日 7,702 1.541 2.311 2 887 /日 9,109 911 1,822 2,733 基本 要介護 1028 /日 10.557 1.056 2.112 3.168 3 1168 /日 11.995 3.599 4 1,200 2 399 1,344 5 1308 /日 13,433 2,687 4,030 (I) 🗆 85 /回 872 88 175 262 個別機能訓練加算 (II) 20 /回 205 21 41 62 口腔機能向上加算(I) 150 /回 1.540 154 308 462 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 /回 1,643 165 329 493 ービス提供体制強化加算(I) 225 23 68 22 /回 45 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 205 21 41 62 20 /回 加質 ADL維持等加算(I) 30 /月 308 31 62 93 ADL維持等加算(Ⅱ) 60 /月 616 62 124 185 科学的介護推進体制加算 40 /月 410 41 82 123 介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)× 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス別加算率(5.9%)<1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価 介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)× サービス別加算率(1.2%)<1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価 介護職員特定処遇改善加算(I) ■第一号通所事業 利用料(円) サービス 対象 単位数 10割 1割負担 2割負担 3割負担 要支援1~2、事業対象者 调1回 1317 /月 13.525 1.353 2.705 4.058 基準緩和型 5.546 週2回 2700 /月 27,729 2,773 8,319 要支援2、事業対象者 運動器機能向上加算 225 /月 2,310 231 462 693 週1回 88 /月 903 91 181 271 サービス提供体制強化加算(I) 週2回 176 /月 1,807 181 362 543 加算 78 /月 81 161 週1回 801 241 介護職員処遇改善加算(I) 週2回 159 /月 1,632 164 327 490 介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)× 介護職員特定処遇改善加算(I) サービス別加算率(1.2%)<1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価 ■利用者負担額の算出方法 1か月のサービス合計単位数×10.27円=〇〇円(1円未満切り捨て) 1割負担 〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) 1か月のサービス合計単位数×10.27円=〇〇円(1円未満切り捨て) 2割負担 〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) 1か月のサービス合計単位数×10.27円=〇〇円(1円未満切り捨て) 3割負扣 〇〇円-(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) ■その他の費用 当事業所の通常の事業の実施地域(秦野市)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎のた めの交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 交通費 通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき 片道10円 昼食代615円(治療食は777円)、おやつ代100円 食費

■自費サービス			
区分支給限度額を 超えるサービス	介護保険の区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、介護報酬告示上の額と同額を自費にてお支払いいただきます(利用者負担10割)。		
時間延長サービス	第一号通所事業の利用者が2時間を超えてサービスを利用する場合、1時間につき500円をお支払いいただきます。		
自費リハビリテーション サービス	日常生活における身体の使い方の改善(けがの予防、姿勢・ゆがみの改善等)を目的とする自費リハビリテーションサービスをご利用いただく場合、15分につき2,000円(税抜)をお支払いいただきます。		
自費生活支援サービス (介護保険では提供 できないサービス)	対象者	提供時間	利用料(円) ※税込
	介護保険サービス契約者	1時間未満	2,200
		1時間を超えて30分を増すごとに	1,100
	一般	1時間未満	3,300
		1時間を超えて30分を増すごとに	1,650
	※サービスのご利用は原則として1時間からとなります。		
	※上記料金のほか、付き添いにかかる費用(交通費、入場料金等)は利用者負担となります。 ※介護保険サービス契約者料金には利用時間の上限があります(サービス契約書を参照ください)。 ※夜間(18:00~22:00)と早朝(6:00~8:00)は25%、深夜(22:00~6:00)は50%の割増料金となります。		

※自費リハビリテーションサービスと自費生活支援サービスの利用料には消費税(10%)が含まれます。

リハビリパンツ1枚80円、パッド1枚10円